

平成29年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成29年11月20日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	9
所管事項の報告	10
閉会	12

文教福祉常任委員会 平成29年11月21日（火）

付議事件	15
出席委員	15
欠席委員	15
委員外出席者	15
説明のため出席した者	15
事務局職員出席者	16
開会	17
議案の説明、質疑	18
議案の採決	20
所管事項の報告	21
閉会	23

総務常任委員会 平成29年11月22日（水）

付議事件	27
出席委員	27
欠席委員	27
委員外出席者	27
説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
開会	29
議案の説明、質疑	30
議案の採決	38
所管事項の報告	39
閉会	42

建設経済常任委員会

平成29年11月20日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 5 号 区域をこえての路線の認定を承認することについて

出席委員（7名）

委員長	宮澤芳雄
委員	滑川公英
委員	林七巳
委員	宮内保

副委員長	磯本繁
委員	向後悦世
委員	飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 佐久間茂樹

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬正彦
農水産課長	宮負賢治
都市整備課長	鵜之沢隆
水道課長	加瀬宏之
その他担当職員	8名

商工観光課長	向後嘉弘
建設課長	加瀬喜弘
下水道課長	高野和彦
農業委員会 事務局 会長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長 大矢淳

事務局次長 花澤義広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょうは、今年初めて氷を見ました。大変寒い時期に入りました。健康に十分留意をされて、市政のためご活躍をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

ここで、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、佐久間議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長、お願いします。

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、先ほど議長挨拶の中でもございましたが、全部で2議案でございます。

まず、予算関係が1議案、議案第1号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項、それから、市道の承認の関係で1議案、議案第5号で区域をこえての路線の認定を承諾することについてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ両議案とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費になります。

8款2項道路橋梁費のうち、初めに、事業名、道路新設改良事業の6,160万円ですが、関係地権者等との協議並びに用水路の移転協議等で関係機関との協議に不測の日数を要したため、調査・設計委託料及び道路改良工事費の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、事業名、冠水対策排水整備事業の1億800万円ですが、関係機関との協議に不測の日数を要したため、地域排水工事費の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、下の第3表債務負担行為補正になります。

道路排水路等清掃委託料500万円、道路補修委託料1,700万円及び交通安全施設維持補修業務委託料500万円の三つの事業ですが、道路や交通安全施設等の補修対応をするもので、いずれも市民の安心・安全を図る上で、不具合の生じた危険な箇所など早急な対応が必要とさ

れることから、平成30年度の年度当初から事業実施が可能となるよう平成29年度内に契約事務等を執行したいので、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

磯本繁委員。

○委員（磯本 繁） 4ページ下の第3表債務負担行為補正について質問いたします。

先ほど建設課長より補足説明をいただきましたが、この3事業をどうして債務負担行為を設定したのかお尋ねいたします。

一つ目として事業委託の内容、二つ目としてその理由をお尋ねいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 磯本繁委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4ページ、第3表債務負担行為補正について、業務委託の内容とその理由についてご説明申し上げます。

初めに、各業務委託は、市民からの要望や苦情が寄せられた場合、年度当初から早急に対応処理するための事業で、例年ですと、年度当初から設計を始め、発注に至るまで約50日程度を要しておりまして、この間に緊急時の対応が困難であったため、今年度、債務負担行為を設定し、年度当初からの対応を可能とするものでございます。

次に、事業の内容ですが、最初に道路排水等清掃委託料です。これは道路植栽の維持管理で、総掘線、海上支所の南側の道路です。これから県道の旭笹川線までの桜やツツジ、それと工業団地周辺の街路樹等の病虫害防除や剪定などを行うものです。

次に、道路補修委託料です。舗装等の補修及び修繕は緊急を要する案件が非常に多く、市民からの要望や苦情も多数あることから、年度当初から対応するものでございます。

最後に、交通安全施設維持補修業務委託料については、カーブミラー、それとガードレール等の交通安全施設が老朽化などにより破損するケースが多く、これを早急に補修対応するものでございます。

これらによりまして市民サービスの一部にもなるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについて、建設課から補足説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年9月27日付で銚子市長より、旭市塙地区の千葉県有地の一部を銚子市の市道路線として認定したい旨、協議があったものでございます。

内容につきましては、お配りしておりますA3カラー刷りの資料によりましてご説明したいと思います。

上半分が現況の航空写真で、下が当該申請のあった位置図となります。

それでは、上の航空写真で、初めにオレンジ色で囲まれた㊸の部分ですが、これは千葉県が事業主体となり管理していました千葉県救護盲老人施設猿田荘でございまして、平成28年4月1日付で社会福祉法人恩賜財団済生会へ事業譲渡されたものです。現在は、同法人により、救護施設と盲養護老人ホームを併せた福祉施設猿田の丘なでしことして運営管理されているものでございます。

次に、赤色で囲まれた㊹、この部分が銚子市から協議のありました道路部分で、旭市の塙地域でございます。

資料下の位置図をご覧ください。

左側にありますのが猿田の丘なでしこになります。赤く着色した箇所、これが上の写真の㊸と同じ箇所になっております。

また、付近の道路に太文字で20166や20167と記載してありますが、これは銚子市の市道でございます。

それでは、㊹の協議箇所でございますが、旭市塙地区で、千葉県有地となっており、千葉県が施設を管理・運営していた当時から、施設の進入路として千葉県が管理・利用していたものです。

進入路の延長は98.6メートル、幅員が6メートル、面積で約600平米でございます。

施設の所在地はもとより、周囲の道路は銚子市が銚子市道として管理しているものでございます。

これらを踏まえまして、当該箇所の取り扱いにつきましては、千葉県、旭市、それと銚子

市の三者で昨年度より協議を進めた結果、施設を管理・運営する上で重要な路線であり、従前より施設周辺の銚子市猿田町の土地所有者も利用していたことや、土地の所在は旭市塙地区の一部ではありますが、周辺の市道と一体的に銚子市が管理することが適当であるとの結論に至りました。

これによりまして、銚子市長より、道路法第8条第3項の規定に基づき、当該箇所について銚子市市道路線として認定したい旨の協議が提出されたため、道路法第8条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） この進入路を銚子市道として認定した場合に、管理は銚子市が行うということになると思いますが、仮に旭市が市道認定した場合、交付税の影響額というのはどのくらいあるのか、分かる範囲でお願いいたします。

また、旧猿田荘を開園されてから45年ということで、万が一、この道路を改修した場合、どのくらいの予算がかかるか、概略で構わないので教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、最初に、交付税の影響がどのくらいかというご質問にお答えしたいと思います。

交付税への影響ですが、財政課へ確認したところ、仮に旭市が市道として認定した場合の交付税の算入額は、延長が98.6メートル、幅員が6メートル、道路面積が約600平米で、約6万2,000円くらいとのことでございます。1年間に6万2,000円くらいとのことです。

次に、現道の改修工事を行った場合の工事費はというご質問にお答えしたいと思います。

県の担当課である健康福祉部健康福祉指導課に確認したところ、平成30年度に改修予定でございまして、現在設計中とのことであり、工事費については算出中でございますので、はっきり分からないという回答を得ました。

ただし、数千万円かかるだろうという回答は得ております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） ちょっとお尋ねしたいんですが、両方に旭市の土地がありますが、これはもともと埴地区の土地であって、三川地区の土地ではないということですか。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 三川じゃなくて埴地区ということで。

航空写真にございますが、赤で㊸となっておりますが、この上下が旭市になっておりまして、㊸の道路の沿線が銚子の猿田町の人所有しているということでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 27年だか8年だかの合併時に、三川の茶畑地区を銚子に譲渡して、八木地区の埴を飯岡に併合した件がありましたら、もともとはどちらに属していたのかお聞きしたかったんです。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） これはもともと旭市に属しておりまして、旧飯岡町の一番端の土地になっております。この地図ではちょっと分かりづらいと思いますが、全体の地図が議会のほうの議案のほうに載っておりますが、当時の飯岡の一番外れの地区でございます。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） うちのほうで登記簿謄本をとりましたら、海上郡飯岡町埴ということで登記簿には載っております。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） もうこの段階で大字埴字曲橋というところで、ここはもともと埴村の曲橋という字だったと思います。

茶畑はもう少し手前の部分なので……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） 旧八木、豊岡村ですね。その中で大字分かれておりましたので、字が埴であったと思います。小字は曲橋ということです。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 少しお聞きします。

この近辺には、こういった形で旧埴地区の飛び地ってのがどのぐらいあるものなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 私の記憶ではないとは思ってるんですが、ちょっとお答えしづらいんですけども。申し訳ございません。

○委員長（宮澤芳雄） いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 昔の話をちょっとすれば、三川からずっと上がって行って、忍坂から上がってく道路がここにつながることなんです。これは銚子の陣屋のほうに行く、昔の納税するための代官道というか、そういうところだったと思います。その先であったので、それぞれの村が開発したということがあって、ここの沿線には旧横根村、旧萩園村、それから埴村、行内何番割とかっていう形でそれぞれの村が持ってた土地がずっとあるんです。今、宮内委員がご質問したのはその話だと思うんですけど、そこは面積全部把握しておりませんので申し訳ありませんが、そういった飛び地があって、それぞれの大字が違っているところがあると。

茶畑という一つの大字もありました。貉野というのも一つの大字であって、そのところはやはり地番振ってあるという状況だと思います。

ちょっと分かりにくくて申し訳ないです。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 配付資料はございませんが、下水道課から下水道事業の地方公営企業法の適用について報告させていただきます。

人口減少社会に入り財政状況が厳しくなる一方で、下水道事業は全国的に施設の更新時期を迎え、施設の維持管理、更新に多くの費用を要する状況でございます。

このような中、平成27年1月27日付の総務大臣通知等によりまして、地方公営企業法の適用をしていない下水道事業を重点事業と位置づけまして、平成31年度までを集中取り組み期間といたしまして、平成32年度からの地方公営企業法適用への移行が求められました。

この集中取り組み期間内に地方公営企業法に移行することで、当該経費に関して優遇措置を受けることができますので、本市におきましても旭市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画を定め、地方公営企業法の全部適用として平成32年4月からの企業会計移行に向け、事務を進めているところです。

地方公営企業会計による財務適用により、経理の明確化、透明性の向上を図り、住民サービスを持続的、安定的に供給できるよう努めてまいります。

以上で下水道課所管の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 配付資料はございませんが、農水産課から農業集落排水事業の地方公営企業法の適用について報告をさせていただきます。

先ほど、下水道課長からの説明がございましたけれども、同様に、農業集落排水事業を行っている農水産課のほうへも、国から地方公営企業法の適用について通知がありました。

平成27年1月27日付の総務大臣通知等によりますと、農業集落排水事業もできる限り、平成31年度までの集中取り組み期間内に地方公営企業法適用への移行が望ましいとされております。

この集中取り組み期間内に地方公営企業法に移行することで、当該経費に関して優遇措置を受けることができますので、本市におきましても、地方公営企業法の全部適用として、平成32年4月からの企業会計移行に向け、事務を進めているところです。

地方公営企業法を適用することにより、経理の明確化、透明性の向上を図りたいと考えております。

以上で農水産課所管の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

特にないようですので、所管課の報告を終わります。

ここで一言、委員長よりお話をさせていただきたいことがあります。

2年間の委員会の活動を通して、職員の皆さんのご苦勞、そしてまた大変な努力というものを感じました。改めてお礼を申し上げたいと思います。また、委員の中から、時に

は厳しい発言等もありました。全て市民のため、市のためでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成29年11月21日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8名）

委員長 伊 藤 房 代

副委員長 林 晴 道

委員 林 正一郎

委員 高 橋 利 彦

委員 林 俊 介

委員 佐久間 茂 樹

委員 木 内 欽 市

委員 景 山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長 向 後 悦 世

議員 米 本 弥一郎

説明のため出席した者（23名）

教 育 長 諸 持 耕太郎

環 境 課 長 井 上 保 巳

保険年金課長 遠 藤 茂 樹

健康管理課長 木 内 喜久子

社会福祉課長 角 田 和 夫

子育て支援課長 小 橋 静 枝

高齢者福祉課長 浪 川 恭 房

庶務課長 栗 田 茂

学校教育課長 佐 瀬 史 恵

生涯学習課長 高 安 一 範

体育振興課長 加 瀬 英 志

その他担当員 12名

事務局職員出席者

事務局 長 大 矢 淳

事務局次長 花 澤 義 広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様、執行部の皆様にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、議長に代わり向後副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

向後副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

まず、予算関係が1議案で、議案第1号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について

てのうち所管事項と、次に条例関係が1議案で、議案第3号の旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ両議案とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤房代） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款1項2目、説明欄1の障害者福祉事務費101万1,000円ですが、平成30年4月1日に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、施設入所やグループホームを利用していた方の円滑な地域生活への移行を支援する自立生活援助や、一般就労した障害者の就労定着に向けた支援を行う就労定着支援など、新たな障害者支援サービスが創設されること、また平成30年度に障害福祉サービス等の報酬改定が予定されていることから、改正後の制度に適応するため、対象者の管理や給付支払い等を行っている電算システムの障害者福祉システムを改修するものです。

歳入についてですが、7ページのほうに戻ってください。お願いします。

13款2項2目1節社会福祉課国庫補助金50万5,000円ですが、電算システム改修の補助金

で、補助率は2分の1となっています。

以上で、第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

3款2項、事業名、地域密着型サービス拠点等整備事業の1億4,850万9,000円につきましては、関係機関との協議において、救急搬送時の動線を見直す必要が生じたため、建物の配置及び共同生活室の面積、階段・廊下の幅員等の計画変更によりまして設計業務に不測の時間を要し、工期の確保が出来ず年度内完了が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページ及び10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款1項2目、説明欄1の学校いきいきプラン事業で、負担金補助及び交付金として、学校いきいきプラン事業補助金へ1,100万円を補正するものでございます。

補正額の財源の内訳でございますが、全額繰入金で、ふるさと応援基金繰入金によるものでございます。

学校いきいきプラン事業追加事業として補正をお願いするものでございますが、本日お手元にお配りした資料でございますが、事業の内容を一覧として用意させていただきましたので、お願いいたします。

ふるさと応援寄附として寄附をいただいた方の、子どもたちのために必要なものをすぐに購入していただきたいとの思いを伺い、各学校と連携しまとめたものでございます。

各校への予定額は、豊畑小と第二中の2校へは各100万円で、他の18校、小・中学校へは各50万円を予定しております。

以上で、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の補足説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤房代） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 環境課からは、先月10月1日に「ごみ減量化と3R推進のまち」、これを宣言いたしましたので、その宣言の内容及び宣言に伴い新たに取り組む市民、事業者のごみ減量化に向けた事業についてご報告いたします。

最初に、市のごみ量について申し上げますけれども、ご承知のとおり、ごみ処理事業の広域化を控えていることもあり、ごみ総排出量を減らすことは喫緊の課題となっており、環境課としても減量化の施策を行っているところです。しかしながら、昨年平成28年度の市のごみの総排出量は、前年より236トン増えまして2万4,162トンと前年比1%増となりまして、また、一人一日当たりのごみ排出量は、ここ4年間ほどは千葉県や国の平均よりも多くなっている状況でございます。

それでは、市の宣言について、環境課資料の左上に旭市告示第131号と書かれたA4、1枚の資料をご覧ください。こちらが市のごみ減量化と3R推進のまちの宣言文となります。

宣言の内容は、一番下の段落をご覧いただきたいのですが、市や市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、3Rを実践していくことによって、将来に向け循環型社会の形成を目指そうとするもので、そのため、ごみの減量化と3R推進のまちを宣言し、市としての意思表示をするものでございます。

3Rという言葉はご存じかと思っておりますけれども、ごみを減らして資源を有効に活用するための三つの行動を英語でリデュース、リユース、リサイクルと言い、この三つの頭文字のRをとって3Rと呼んでいます。

この宣言に関連して、新たに市民と事業者それぞれに3Rに取り組んでいただくことを目的として、市民宣言、事業者宣言という二つの事業を実施することといたしました。カラー刷りの資料を2種類配付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

事業の対象者としましては、市民宣言が市内在住の世帯、また事業者宣言は市内の小売事業者、飲食店及び事業所等ですので、二つの事業内容には多少の違いがございますが、基本的には対象者に、お手元の用紙の中に書かれているごみの減量化や3Rを推進するための項目に一定の期間、取り組んでいただくというものでございます。期間として、市民宣言は2か月間、事業者宣言は6か月間となっていますけれども、取り組んだ結果を自己採点していただき、所定の達成基準に到達した方に、市民宣言事業ではエコバッグなどの啓発品を差し上げます。また事業者宣言事業では、市ホームページに事業者名を掲載するほか、店舗等に掲示できるステッカーや認定書を交付いたします。詳細の説明は省略させていただきますが、いずれにしても、市民、事業者にごみ減量化と3R推進に取り組んでいただけるよう、市として支援をしていくものでございます。

そのほかには、毎年開催しています市の環境衛生大会、広報、ホームページなどにおいての啓発、また懸垂幕や立て看板などの設置を行いまして、ごみ減量化と3R推進のまち宣言について広く市民に周知していきます。また、一事業所として市役所においても、全ての事務事業で3Rを徹底していき、ごみ減量化に努めていこうと考えております。

なお、この事業は、4款1項4目環境衛生費のごみの減量化推進事業として実施しておりまして、宣言事業分としては当初予算130万3,000円を見込んでおります。

環境課からは以上です。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、今年度の屋内運動場防災機能強化工事の進捗状況について申し上げます。

屋内運動場防災機能強化工事については、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に進めているところでございます。

今年度は既に古城小学校、鶴巻小学校の工事が完了しており、このほかに、中央小学校は今月末に、干潟中学校は来年2月末の工事完成を目指して順調に進捗しているところでございます。

今後も、工期内完成に向けてしっかりと工事監理に努めてまいります。

以上で庶務課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 環境課長にちょっとお尋ねしますが、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして、広域ごみ処理施設の関係の全協が先日開かれたということでございますが、知り得ている範囲内での説明をいただきたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 大変申し訳ないんですけども、情報が一つも入ってございませんで、環境課長として、担当課長として申し訳ございません。

○委員長（伊藤房代） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 藤 房 代

総 務 常 任 委 員 会

平成29年11月22日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	平 野 忠 作	委員	島 田 和 雄
委員	太 田 將 範	委員	高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 佐久間 茂 樹

説明のため出席した者（25名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
会 計 管 理 者	島 田 知 子	消 防 長	加 瀬 寿 勝

監事
査務
委員
局長
その他
職員
の
職
担
当
高 木 昭 治
1 4 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。寒さも厳しくなってきましたので、皆様方におかれましては、体に十分注意していただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、佐久間議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

佐久間議長。

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む4議案について、審査をしていただくことになっております。どうぞよろしく慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

佐久間議長。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で4議案でございます。

内訳ですが、まず予算関係として1議案、議案第1号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、それから、条例関係が2議案でございます。議案第2号の東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号の旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、次に、専決処分の承認が 1 議案ございます。議案第 8 号の専決処分の承認について、一般会計補正予算第 2 号になります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁できるよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、専決処分の承認についての 4 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からはさらに補足して説明するものはございませんので、そのほかの内容につきまして担当課から説明いたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち企画政策課所管の補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款 1 項 7 目企画費、説明欄 1 ふるさと応援基金積立金1,100万円につきましては、本会議で財政課長からも説明を申し上げましたとおりですが、通常の場合でいきますと、ふるさと応援基金へいただいた寄附金については、1 年間まとめまして年度末に基金へ積み立てて、

翌年度の事業の財源として充当するという形で取り崩しておりました。

しかし、今回は1,100万円の寄附者から今年度の事業で早く学校に使わせてほしいという要望もありましたので、今回の寄附金につきまして、先に基金へ積み立て、その後、この補正予算成立後積み立てまして、その後すぐに取り崩して、学校教育課のほうのいきいきプランのほうの財源となるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第1号、企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ないですか。

平野委員。

○委員（平野忠作） じゃ、今の企画政策課長の説明なんですけど、そうすると、今までの、たしかいきいきプランは各学校にいつてますよね、小学校15校、中学校5校。これに上積みという形になるんですか。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 委員のおっしゃるとおりで、通常分はもう年度当初に配当してあります。それは事業計画を出して、芸能を呼んだりとか、いろいろなことに使っております。それはそれという形で、これは特別分といたしまして、備品等、記念に残るようなもので寄附者にいただいたものですので、特別分として本年のみ追加で学校のほうに配当をこれからするという形で、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第2号の補足説明につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。これに加えての補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課長の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この議案第2号は、震災のときの被災住宅の建て替えにかかわる固定資産税の減免ということでありますけども、固定資産税を減免することにつきまして、これは市税が減収になる、そういったように捉えていいんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 減免でございますので、税収の減となります。

ただ、交付税のほうで、通常、財政需要額から収入額を引いたものが交付税ということで措置されているようでございます。そうしますと、税収、収入額が減となるということは交付税のほうでその分が見られているのかなと、そう思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 思っているという今答弁でありましたけども、実際には、その辺については計算上のものがあるのかどうか、その辺お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税ということでしたので、財政課からお答えをいたします。

ただいま税務課で交付税で見られているのではないかという回答をしたところですが、交付税の計算の中できちんと計算に含まれております。減った分については、減ったなりに計算をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、実質的には、固定資産税を減免しながらも、通常の固定資産税が入ってくる、最終的にはそういうふうになるというような考え方でいいのかどうか。きちんとそれだけの固定資産税としての収入が最終的には補填されているというふうを考えていいのかどうかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今、財政課長のほうからお話がありましたように補填されているということで考えてよろしいかと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 議案第4号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員(米本弥一郎) 補足説明で、公営住宅法の改正により、この条例の一部を改正するというご説明をいただきました。

公営住宅法の改正の趣旨、目的について伺います。

○委員長(伊藤 保) 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 公営住宅法の改正の趣旨、目的ということでございました。

改正の内容につきましては、今回の条例に直接響いているというものではございません。

まず、そこをお話したいと思います。改正の内容をこれから申し上げますけれども、改正があったことによって条ずれが生じまして、その条ずれによって旭市の公営住宅の管理条例を直したものでして、住宅の条例のほうの内容が変わったというものではないということをまず申し上げたいと思います。

ご質問の公営住宅法の改正でございますけれども、主なものを2つ申し上げたいと思います。

1つは、公営住宅を建て替えるときに、これまでは現地、同じ場所に建て替えろという規制がございました。そこが緩和されております。時代もだいぶ変わってきてまして、周辺地域の状況あるいは、建て替えるにしても前とは違った形で建て替えなければいけないということを勘案されたということでございまして、少し条件はあるようでございますけれども、必ず同じ場所であるということではなくて、近隣の場所でもいいというような緩和でございます。

もう1点申し上げますと、入居している方が認知症の方について、収入額を申告する際に、これも緩和といいますか、ございまして、ご本人申告ではなくて事業者であります市のほうで、その書類といいますか、収入を閲覧することによって本人の負担を緩和しようという、

主なもの、この2つをご説明いたします。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。

もう1つは、条例の別表で神西住宅の戸数を14戸から11戸に減らすというような改正でございますが、今後、市営住宅の管理についてどのような方針をお持ちか伺います。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市営住宅の今後の方針ということでございます。

前にも本会議の中で議論もございましたけれども、市営住宅につきましては少し減らしていくというのが、まず骨でございます。

少し具体的に申し上げますと、現在、市営住宅のうち3か所につきましては、新たな入居の募集をやめております。今回提案しております神西住宅あるいは西野住宅、双葉住宅の平屋のほうの部分、この3か所につきましては、新たな入居募集は取りやめておりまして、あいたところから順次取り壊すということを進めているところでございますので、その一環として今回の条例提案になっているという部分がございます。

じゃ、そのほかの住宅をどうするかということになってまいりますが、これにつきましては、公共施設の総合管理計画の中では市の全体のストックを20%以上減らすということになっておりまして、市営住宅もその例外ではございません。ただ、個々の種類に応じて決めていくわけでございますが、今ほど申し上げました3つの住宅は、基本的には取り壊しということに当然なろうかと思えます。そのほかの住宅につきましては、今後もう少し需要と供給というところを勘案しながら、建て替えていくのか、大規模な修繕をするのか、あるいは壊していくのか、これからもう少し精査をするということになってまいります。

以上でございます。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

すみません。神西住宅についてですけども、一般質問等でも出ましたけども、今後の、引っ越し作戦が進んでいるということで承りましたけども、神西住宅は長屋式というふうにな

っていますけども、例えばこういった時点で取り壊しの対象になっていくのか、その辺を詳しくお願いしたいんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 神西住宅につきまして、委員ご指摘のとおり長屋式でございます。

今回、廃止をしまして、その後に取り壊す棟としましては3棟を予定しております。3棟につきましては、今回の廃止によりまして、昔入っていましたけれども、既に政策空き家として空き家になっていた部分も含めまして全部きれいになりましたので、この3棟を今回取り壊すものでございます。ご質問のありました、基本的には、ですから1つの棟の中が全部いなくなって、きれいになって住宅としての廃止をした後に取り壊すという姿勢で行っているところでございます。

余談になりますけれども、今回取り壊しで3つですが、あと3棟が残るという状態になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） じゃ、そうしますと長屋が全部空になってからとかいう状態になってからということですね。

どうなのでしょう。土地の今後に関して、例えば売却するのかどうかという判断というのは、どのぐらいの面積がある程度キープされてからになるのか、どの時点でその判断をされるのか。一棟一棟の状態と土地土地の価値というもの、ある程度広がらないと意味もないと思いますので、どの時点でのご判断になるのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 取り壊した後の売却についてどのぐらいの目安でということですが、神西住宅、先ほど余談の中で申し上げましたが、3棟が残るという形になっております。この場所があまり芳しくありませんで、2棟につきましては、西側のほうの部分にかたまっております。ただ、もう1棟が1列おいて東側のほうのところに残っております。1戸だけ入居しているんですけれども、この1戸があれば、つながった一帯の敷地として空き地になりますので、その時点で売却を含めた検討をしたいなと思っております。

ちなみに、今1棟残っている部分のさらに東側でございますが、以前市営住宅と、教職員住宅でしょうか、ございまして、そこがある程度まとまった面積で全て空き地になりました

ので、その時点では売却をしたという経緯がございました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） これは要望という形になりますけれども、地元ですので、よく見てくるんですけれども、なるべく土地全体の価値が一番高い状態というか、あの辺は宅地が随分今増えているところでございますので、十分に宅地としての、宅地になるかどうか分からないですけれども、土地としての価値を十分に考慮していただいて、ご判断いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご提案ありがとうございます。

ご意見を踏まえまして、十分に検討といいますか、進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第8号につきましても、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） これは選挙費用ですよね、この間の衆議院選の。衆議院選挙も含めまして、選挙の投票率のことがだいぶ今、減少ですか、下がってきていることが危惧されているわけでありまして、そういった中で、今回投票所等を減らして組んだ予算だと思いますけれども、今回の予算と以前、平成25年ですか、に行われた選挙の予算、どのくらい違うか伺います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、今回予算措置のほうは議案のとおり2,800万円でごまいして、これは前回の選挙におきまして、その執行経費が2,795万円といったようなことで、ほとんど同額の予算を計上させていただいたところでございます。

ただ、予算措置はそのようでごまいしましたが、承知のとおり今質問ありましたが、投票所再編により事業費のほうは減っておりまして、現段階においての執行経費合計では2,200万円ほどでございます。ただ、ものによってはこれからまだ請求が上がってくるということで、確定ではございませんが、事業費のほうは当然として下がっているということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、だいたい600万円近く減少していると、費用として。そういうことですね。投票所の減少、それから掲示板もだいぶ減っていますよね、選挙のポスターを掲示する掲示板。恐らく人件費が一番高額だと思いますけども、掲示板につきましても、何かあれが減ったことによって選挙のムードが盛り上がらないといえますか、選挙をやっているのかなというような、ちょっと候補者のポスターが目につかなくなったというような感じを受けております。掲示板はそんなに高額、どのくらいかかっているのかちょっと分かりませんが、できれば掲示板くらいは以前の数くらいはやっていただければいいのかなというふうに思っておりますけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、ポスターの掲示場の設置撤去の経費の関係でございますが、まず掲示板のほうは、物自体は賃借料で借りておりまして、今回2段6区画、枚数は156枚ですが、その経費が約130万円ほど、あと建築組合であったり、とびであったりというような中で、設置・撤去の管理委託料で160万円ほどでございます。経費としては、そういったことでございます。

あと、今ポスター掲示場が減ったので、市民の皆様に目につく機会が少ないので、増やしてはといったようなご質問でございましたが、これは1投票所当たりとか、そういうところで公選法上の規定がございますので、その規定にのっとってやっておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いをいたします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そういう規定があるのは知らなかったんですけども、1 投票所当たり何か所の掲示が決まっているんですか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議会の一般質問でも私どもは申し上げましたが、いろいろ市町村においては、1 投票区当たりの面積が相当広大であったり、その面積が少なかったりといったようなことがございます。その面積によって設置数が異なっております。

ただ、その基準、今手元に数値がありませんから、細かな数値についてはご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、そういった基準があつて、その基準にのっとって掲示板の数を設置しているということだろうと思いますが、その中で最大の数を掲示されているのかどうか、基準の中で。そういうことをお伺いしたいんですけど。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 公職選挙法におきましては、本当に法令にしっかりとって全ての業務のほうを行うというのが基本でございます。法令の基準にのっとった数を設置しているということで、それは幅がなく、確かに今申し上げましたとおり基準があり、その基準どおりに設置をしているということでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、ゆるキャラグランプリ2017について、資料はございませんけども、ご報告いたします。

ゆるキャラの総選挙でありますゆるキャラグランプリ2017につきましては、インターネットによる投票が8月1日から11月10日まで行われ、本市のあさピーは市民や市内事業者のご協力のもと、投票数2万2,297票を獲得し、ご当地部門で全国で43位と、昨年のご当地分109位から大きく順位を上げることができました。議員の皆様にもご協力いただきまして、ありがとうございました。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） すみません。県内の中での順位と、あさピーより上は誰なのかということがとても気になるんですけど、それだけ。分かりますか。

（発言する人あり）

○委員（高橋秀典） うなりくんには負けていますか。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 残念ながら、うなりくんは、ちょっとかないませんでしたけども、得票数が80万5,328票でございます。これはご当地全国1位です。

今年からご当地分と企業分ということが区分けされまして、去年までは全体の順位というのが発表になっていたんですが、今年は全体が発表されてなくて、ご当地分ということで言いますと、1位が成田市うなりくん、全国1位でございます。2番目が白井市のじねんじゃーという自然薯をモチーフにしたもので、これが2万4,776票で全国40位、旭市のあさピーが2万2,297票で、この辺は差がありません。43位です。山武市のSUNムシくん、2万1,149票、全国44位で、この3つが結構争ってたんですが、5番目が袖ヶ浦のガウラというもので1万1,167票、全国で74位ということで、近くですと銚子が6番目で、ちょーぴー、9,022票ということで、これは半分以下でございましたね。全国で92位ということで。八千代市のやっちというのが8,707票で全国97位ということで、この辺が取りあえずということ

でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 千葉県内のベストテンを聞いてみると、やっぱり一番かわいいのはあさピーかなと私は思うんです。地元びいきですけど。少なくとも、うなりくんには負けてないと思うんですけども、やっぱりこれは成田の組織票なのかなというふうに思うんですよね。

そういった意味で、例えば1日皆さんワンクリックキャンペーンとか、やられたとは思いますが、その周知をさらに広げていただいて、向こうの成田は病院もできますし、病院もゆるキャラも負けるわけにはいきませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 成田市は、市長が選対本部長就任というのが新聞記事にもなりましたが、相当力を入れていまして、選挙が8月1日からなんですけども、もう6月ぐらいには相当運動をしていまして、聞く話によりますと、役所全体で力を入れてやっているという形で、期間中は1日2回、朝、始業前に、職員の皆さん、投票してくださいという放送をし、昼休みも、ご来庁の皆様、うなりくんへの投票をお願いしますという形で庁内放送をやり、各種会議においては冒頭の5分間はうなりくんの説明をなささいということで、役所内でそのようなルールで、企業にも回りと。成田の場合は、NAAのほうでも相当力を入れてやってますので、組織力がだいぶ違いますが、うなりくんのバッジなんかも毎日つけて歩けということで、相当な熱が入ってやっておりました。

旭市のほうは、今年につきましては300枚ほどポスターを、市内の企業にも回って、ご協力いただけたところは国道側にも見えるように張ってほしいとか、そういう形でご協力いただいて、従業員の皆さんにも何回か投票していただいたようでございますので、得票数が伸びたということで、やり方がもう少し分かってきたので、来年ももうちょっと頑張れるのかなというところですが、なかなか80万票というのはあれなんです、10万票ぐらいには何とか乗せたいとは思いますが、これはあくまでも、期間が長過ぎますので、ちょっと投票するほうも息切れをしてしまうというのが、実際やってみるとありますよね。

そんな感じでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保